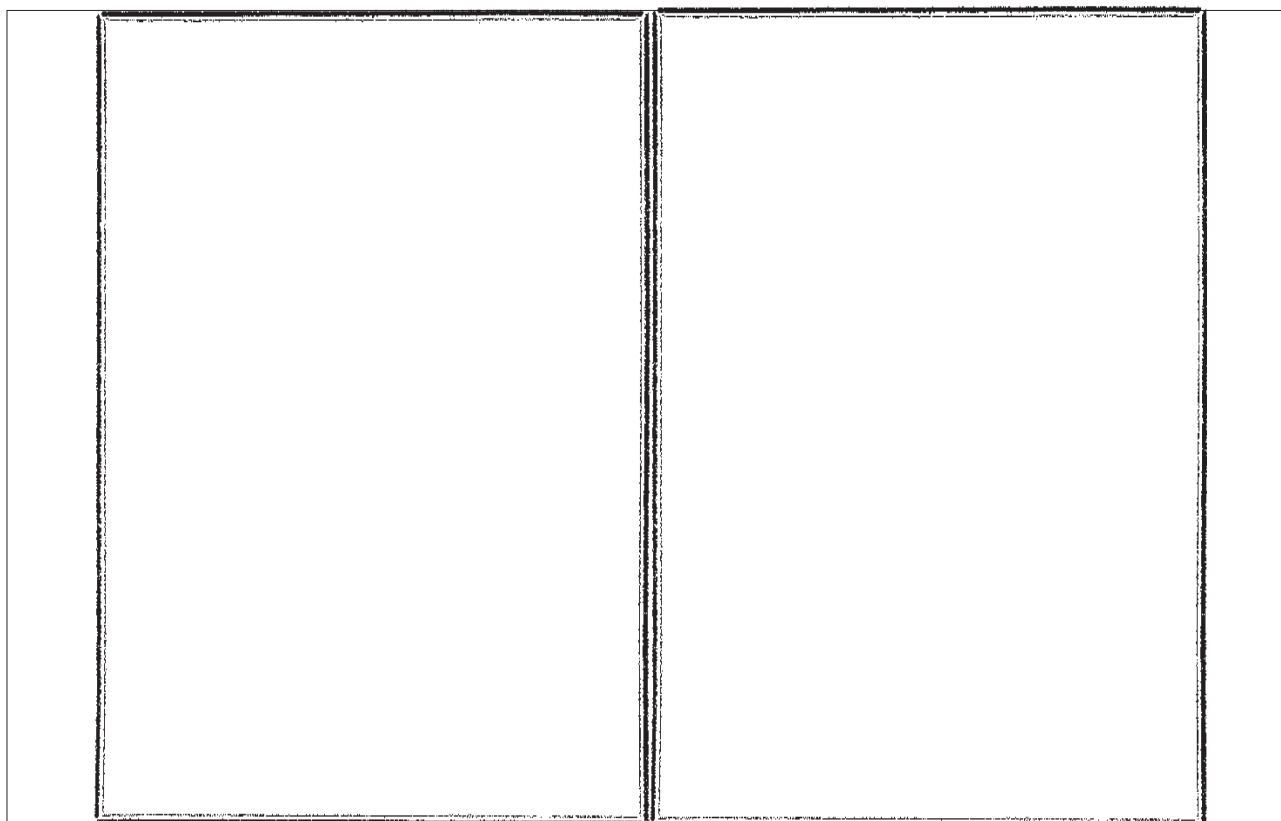
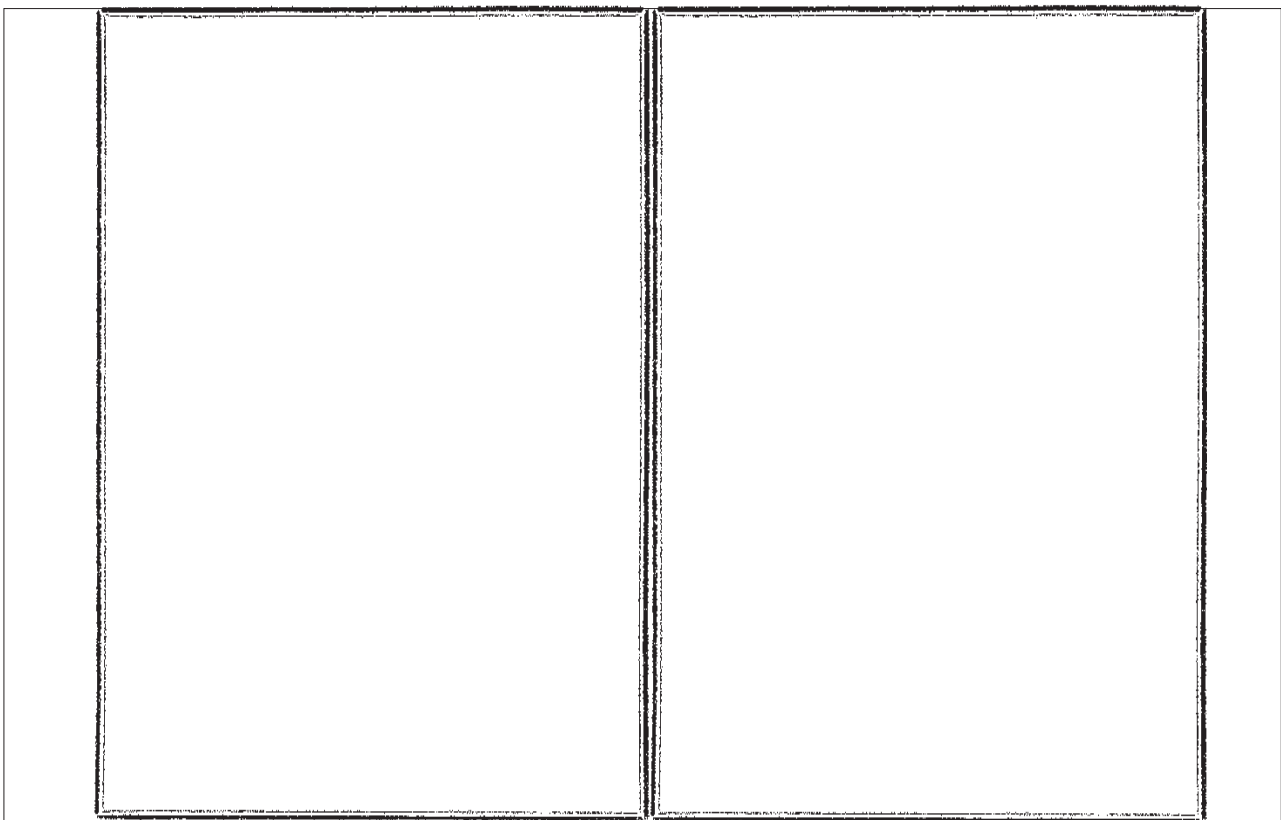


議事速記錄第五十七號

昭和九年第三十四次居留民會
臨時會議事速記錄

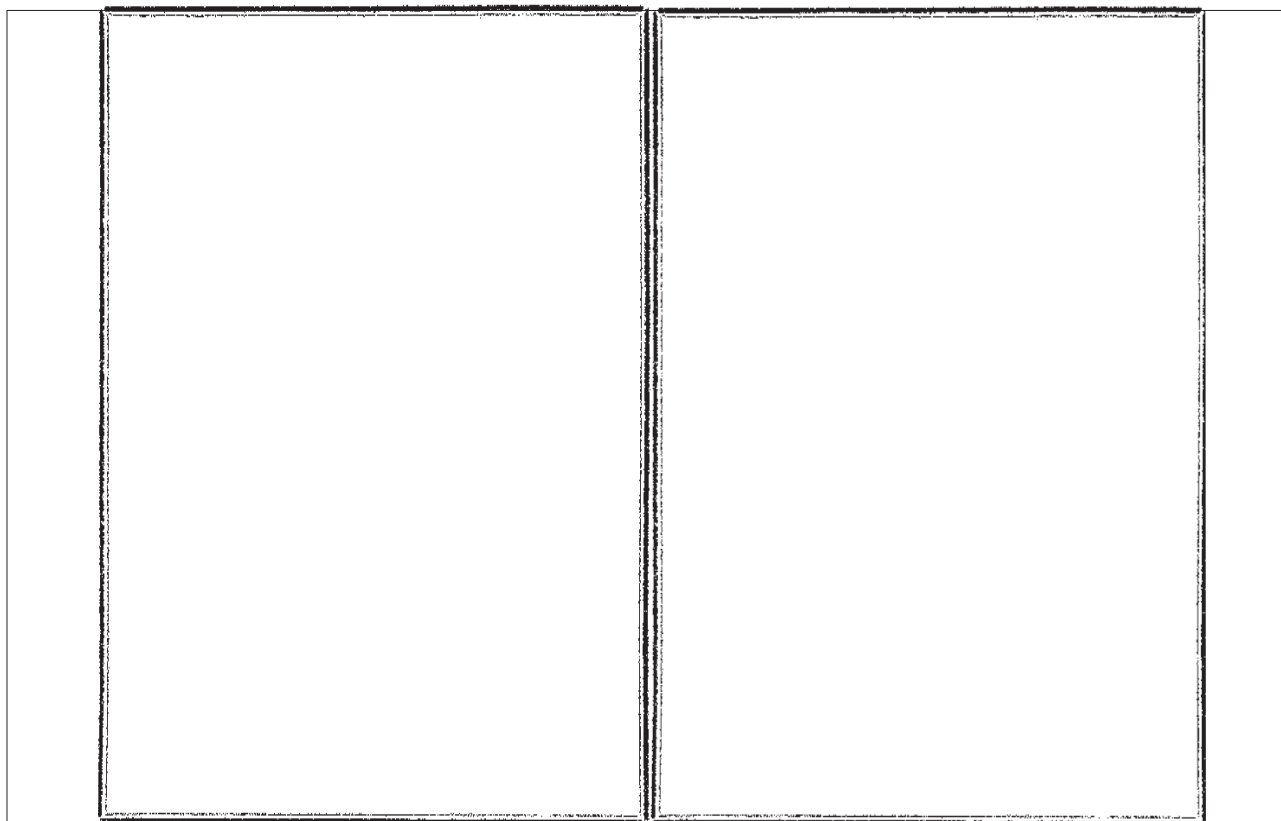
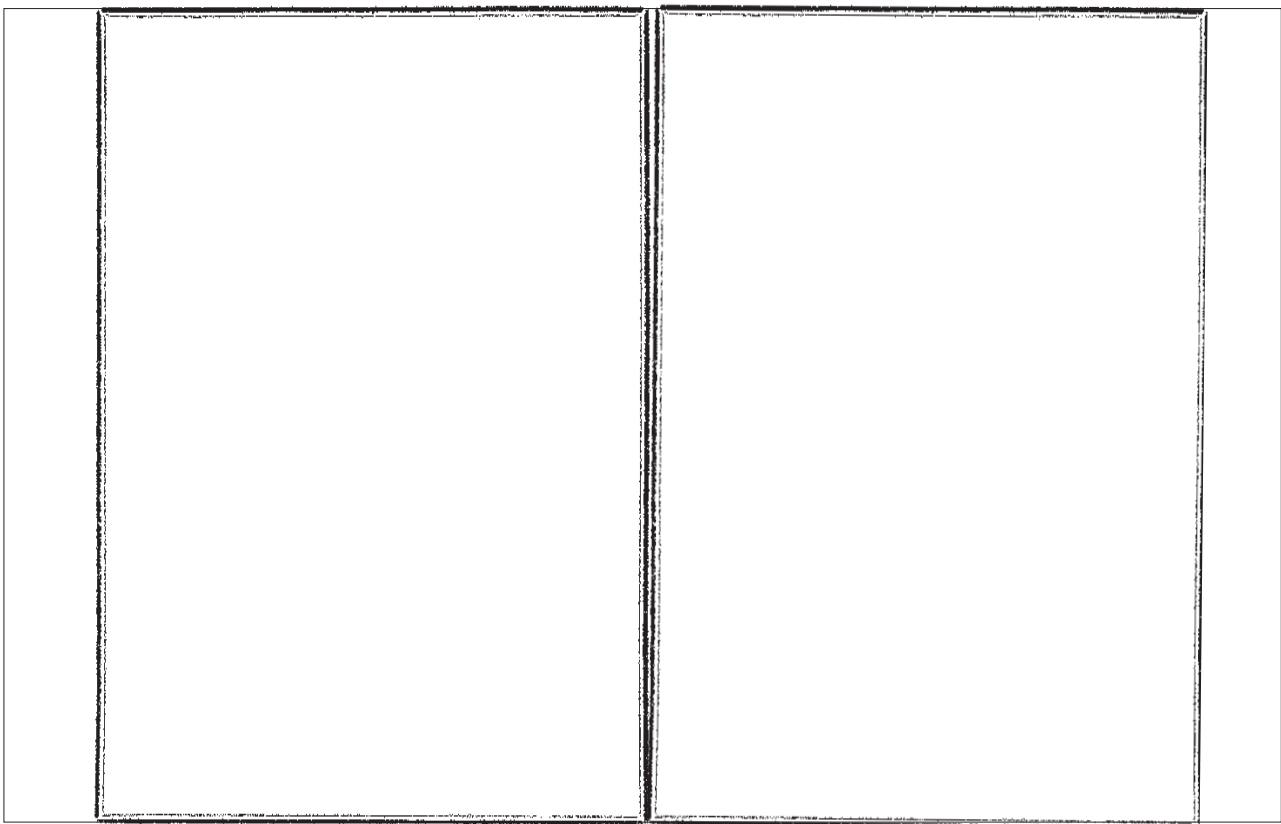
天津居留民團



議事錄目次

- 一、民會議長選舉
- 二、民會副議長選舉
- 三、行政委員選舉
- 四、豫備行政委員選舉
- 五、民團會計檢查委員選舉

九 九 八 六 六



昭和九年第三十四次居留民會臨時會議事速記録

昭和九年十二月四日 於 公會堂

議 事 日 程

- 第一、民會議長選舉
- 第二、民會副議長選舉
- 第三、行政委員選舉
- 第四、予備行政委員選舉
- 第五、民團會計検査委員選舉

出席議員 (三十名)

桑原 與惣八	清水 幸三郎	鍛冶 靜一郎	菊 地 新一
眞藤 葉生	古田 治四郎	橋本 磯太	廣 瀬 辰之助
八木 忠良	森 川 照太	小 澤 昇	松 本 京 作
田村 俊次	牧 尚一	三角 武雄	金山 作次郎
小林 成夫	遠山 猛雄	清水 一太郎	佐々木 清一
鹿田 多三郎	上 由 茂	大内 專	木下 秀良

(1) (2)

○午後八時二十分開會
○理事 (小栗盛太郎君)
天津居留民會議員に御當選になりました諸君の内、桑原與惣八君が最年長者であると云ふことを本報から御報告致します
○桑原與惣八君 登壇 拍手
只今小栗理事から私が最年長者であると云ふ報告を得ました、不肖法規に依りまして假議長の席を汚します
就きまして一言御挨拶申し上げます、民會議員改選に當りまして諸君と共に當選を得ましたことは洵に御同慶に存じます、付きまして從來天津居留民會議員は六十名であつたものが、法規の改正の結果と致しまして三十名の議員になりました、我々當選者議員は之に依て其任務が眞に重き様に感ぜられるのであります、私も諸君の驍尾に附しまして此の重き任務を遂行し得ることとを、又民意に添はんことを希望ふ次第であります、簡單ですが一寸御挨拶申し上げます (拍手)
出席議員數三十名であります、法定數に達して居ります、一名の欠席もなく之から第三十四次居留民會の臨時會を開會致します、開會に臨みまして監督官の招集の辭がありますから御静聽を願ひます
○川越總領事 登壇 拍手

(3) (4)

法例に基きまして本日をして居留民會臨時會を招集致します、私は御挨拶の劈頭に、今回新に居留民全體の興望を擔つて芽出度く議員に當選せられた議員に向つて祝意と敬意を表するものであります、天津市が現在我日本にとつて非常に重要な都市であり、其の重要性は今後益々増大するであらうと云ふことは今更贅言を要しないこととあります、從て我民團の最も重要な機關たる民會の議員に新に選出された各位の責務は、從來よりは一層重大であると云ふことは自明の理であると信じます、何うぞ各位は此の點に常に考慮を拂はれて、其の職務を盡される際には自分の生活と全然離れた、一個の公的の人格者になると云ふ信念の下に、今後十分に此の重要な職責に盡されんことを切に希望する次第であります、今回の臨時會の議事は日程に示されたが如く、民會議長、行政委員、其他の役員の選舉であります、之等の役員は各々それ／＼重要な地位を持つこと勿論であります、就中我民團の代表機關たる行政委員會の委員の選出は、最も重大なる所であると思はれます、それ故に此の行政委員會の選舉に關しましては、居留民が觀て以て此の人ならば成る程民團の代表機關たる行政委員會の委員として立派である、又居留民にして此の人ならば我々の重大なる行政事務をお委するに足ると認めらるゝ方々を選出さるゝ様、特に御願申上ぐる次第であります、之を以て私の御挨拶の詞と致します (拍手)

○小林成夫君 議事日程に入るに先立ちまして、議事進行上重要問題に付て質疑することをお許し願ひたいと思ひます、質疑の要旨は今回の選舉が有効であるか無効であるかと云ふ點であります、若し本員の質疑する如く、不幸にして選舉が無効のものでありますならば、只今より行はるゝ所の役員選舉の如き、凡そ無意味のものとなり終るであらうことを懸念するのであります、此の點重々御勘考願ひたいのであります、本員は民團法施行規則第十五條第二項は、同條第一項の規定、即ち領事の選舉期日指定と相俟つて選舉の基礎手續なりと信するものであります、若し此の手續にして缺くる所あるに於きましては、爾後の選舉行爲一切は無効であると斯う考ふるものであります、即ち行政委員會は選舉期日前少く共七日間選舉の日時、場所、方法等を公告式に依つて告示せなければならぬのであります、選舉期日前七日間か最少限度でありますから、八日間でも十日間でも長い期間程宜しいことになつて居るのであります、苟くも七日未滿では絶対に不可なのであります、七日間未滿では法規に適合した告示ではなく、結局告示なきものと同一なるものと見なければならぬのであります、若しも僅かのことである、七日間の所六日間でも宜しいと云ふ議論があるならば、もつと五日間でも三日間でも一日でも好いと云ふことになりまして、斯様なことは甚だ不都合なことになります、然るに今回の選舉は等級選舉でありまして、其の二級選舉は去十一月二十五日施行されたことは公知の事實であります、而も行政委員會が右申述べました所の施行規則第十五條第二項の告示は、實に選舉期日より六日前十一月十九日の夕刻に到つて始めて告示せられたのであります、申す迄もなく行政委員會の此の手續は法規を無視したる所の違法なるものであります、此の事實は天津、京津兩新聞に其掲載がありますので、一目瞭然であります、質疑と申すのは此點であります、斯様な選舉の基礎手續に欠くる所がありまして今回の選舉が有効でありますやうか、本員は到底有効なりとは信ぜられぬのであります、聞く所に依りますと選舉が無効であるとの申立を

(5)

なしたる者がある様であります。此の選挙の適否は十四日間て大体見透しがつくことは之亦施行規則第二十七條に規定せらるゝ所であります。故に、何も斯く急いで役員選挙をなす程のことあるまいと本員は考ふるのであります。十四日後でも差支へないのであります。勿論有効なることを前提として今日の招集があり、役員選挙が行はれるのであります。此点は單に本員一個の私見でなく、權威ある實務家の意見を徴しましたも本員と同意見であります。尚他に今回の選挙の無効宣言の申立を爲したる事實もある様に聞いて居りますので、今日之より議事日程に入ることに對しては、多分の疑義を有するものであります。之に付議長の御見解、御意向を承りないのであります。

○議長（桑原與惣八君）

議長としてお答へ致します。館令、所謂總領事館の二日附の告示を以て、一級及二級の民會議員の告示がありましたから之を私は諸君と共に當選し、それは確定したものと見做します。且つ當民會も同じく二日に合理的に招集されたものでありますから、之は當然確定されるものと私は議長として見做します。議長としては之に對しては裁決は採りません、議事を進行致します（拍手起る）

第一日程、居留民會議長選挙を致します

○清水幸三郎君 只今小林議員から説明がありました。が實際現行法規に違つて居ります。私は議長としての説明を願ひます

(6)

○議長（桑原與惣八君）

私はせず共好いと思ひます。議事を進行致します。議長職權を以て議事を進行致します（拍手）

第一、居留民會議長選挙

投票に先立ちまして選挙立會人を指名致します。大内專君、眞藤葉生君、監督官の指名に依りまして只今の御兩大を立會人として願ひ致します

只今吏員の配布しました民會議長選挙用紙は、此の用紙に被選挙人を書いて下さい、それから小さい紙は各自のお名前を書いて名刺として差出しを願ひます、それから投票は御自分自ら投票の函に御投入を願ひます、混雜を防ぐ爲めに右の方から順次投票願ひます、尚念の爲め申上げますが無記名單記であります（此間投票）投票人員三十名、之から開函致します（此間開函）名刺の数と投票の数と合致しました、之から被選挙人の氏名を讀上げます（此間採點）選挙の結果を御報告申し上げます

遠山 猛 雄 二十二點

桑原 與惣八 八點

遠山さんが御當選致しました。此段御報告申し上げます。次で日程に依りまして居留民會副議長選挙を致します。之も亦前同様無記名であります。今度は左の方から順次靜かに御投票を願ひ致します（此間投票）選挙人の数が三十名であります、之から開函致します（此間開函）名刺と投票が合致致しました、之から被選挙人の人名を讀上げます（此

(7)

開採點の結果を御報告申し上げます

龜澤 省 朝	二十票
橋本 磯 太	八票
小林 成 夫	一票
大内 專 夫	一票

龜澤省朝君二十票で御當選致しました。第一及第二の日程を終りました。假議長の職責は之で済みました。之から新議長遠山猛雄君に席を代つて頂きます（拍手）

○議長（遠山猛雄君） 著席

今次三十四次居留民會臨時會に於きまして、議員各位多数の御推薦に依りまして私が再び民會議長の職に當選致しましたことは、私としては眞に身に餘る光榮に存じます。願するのに不才私の如き此の重要な職責が、果して遂行出来るや否やに就きましては、多大の不安を抱くものでございます。幸ひにして各位の御同情、御援助に依りまして、此の重要な職責を大膽なく遂行したいと考へ、同時に何分宜しく願ひ致します。甚だ簡單でございますが御挨拶の言葉として一言申し上げます（拍手）

○副議長（龜澤省朝君） 登壇

只今議長及副議長の選挙に依りまして、不肖私が副議長の職に御推選に與りましたことは、洵に身に餘る光榮でありまして感激に堪えない所でございます。生來鈍才淺學でございます。此の職責を全うし得るや否や、まことに相俦遠逝に堪えない次第でございますが、各位の御同

(8)

情と、遠山議長の指導に依りまして、此の任を完うしたいと思ふ次第でございます。甚だ簡單でございますが、一寸御挨拶申し上げます（拍手）

○議長（遠山猛雄君）

日程第三、行政委員選挙に先立ちまして議事録の署名者を以下御二人の方にお願ひ致します。橋本磯太君、松本京作君、御苦勞でございますが何うぞ御承知を願ひます

では直に日程第三行政委員選挙に移ります（此間投票）名刺の数が三十名、之から開函致します（此間開函）名刺と投票の数が合致して居りますから之より讀み上げます（此間採點）之より選挙の結果を御報告致します

三角 武 雄 五票

清水 幸 三 郎 四票

橋本 谷 信 治 四票

森川 照 太 四票

野崎 誠 近 四票

鍛冶 靜 一 郎 四票

同 本 久 雄 四票

木下 秀 良 一票

以上四票並に名當選であります。順位を定める必要があるので抽籤に依つて決めます。暫くお待ちを願ひます（此間抽籤）抽籤の結果順位をお知らせ致します

三角、鍛冶、岡本、清水、森川、堀谷、野崎
以上、五分間休憩致します
(午後九時七分休憩)

午後九時十五分再開
○議長(遠山猛雄君)
之より開會致します
日程第四、豫備行政委員選舉
御案内の通り従前豫備行政委員は五名でございましたが、本年十月十一日附令第二號に依りまして二名と改正されたのでございまして、従つて本日は豫備行政委員二名を選舉することになります、御承知を願ひます、それから選舉方法は單記無記名、從前通り、(此間投票)全部投票は済みましたか、投票者の數は三十名であります、(此間開票)名刺の數と投票の數が合致致しましたから之から讀み上げます、(此間採點)投票の結果を御報告致します

木下 秀良 十二票
小澤 昇 十票
菊地 新一 七票
古田 治四郎 一票
從つて木下秀良君、小澤昇君以上當選(拍手)次に日程第五
民團會計検査委員選舉

(9)

を致します、之は從來通り三名でございまして、投票は連記無記名に願ひます、(此間投票)投票數三十名、之より開票致します、(此間開票)名刺の數と投票の數と合致しましたから之より讀み上げます、(此間採點)只今より選舉の結果を御報告致します
八木 忠良 二十八票
大内 專 二十六票
橋本 磯太 十五票
小林 成夫 十四票
古田 治四郎 一票
原田 萬造 一票
清水 幸三郎 一票
金山 作次郎 一票
張世 萬 一票
從て八木忠良君、大内專君、橋本磯太君、以上三名の方が當選致しました、(拍手)之で今回の日程全部を終了致します、之を以て閉會に致します(拍手)

(10)

午後九時三十分閉會

昭和九年第三十四次居留民會要錄

一、議 員 三十名
一、會 期 昭和九年十二月四日（一日）
一、會 場 公會堂
一、議長及會議係

議 長	遠 山 猛 雄
副 議 長	龜 澤 省 朝
理 事	小 栗 盛 太 郎
書 記	村 田 秀
速 記	石 川 謙 一 郎
全 體	山 下 圭 子

